

豊島区企業等による事業提案制度実施要綱

令和7年6月30日

政策経営部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区（以下「区」という。）が、地域課題の解決に主体的に取り組もうとする事業者の持つノウハウやアイデアを最大限に活用するとともに、豊島区基本構想に掲げる共創を推進するために、企業等からの継続性の見込める事業提案に対し、区が事業の立ち上げを支援する制度（以下「本制度」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(提案事業の要件)

第2条 区政に関わる諸課題を対象とする事業であること。ただし、募集時に、区が事業の対象範囲を定めた場合は、その範囲の事業であること。

2 区からの補助は、1事業あたり年間の総事業費の1/2又は上限500万円のいずれか低い額を上限として、最長3年間とすること。

(提案事業から除外するもの)

第3条 次に掲げるもののうちいずれかに該当すると認められるものは、提案事業から除外する。

(1) 公益性がないもの

(2) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの

(3) 現金給付又は施設整備を目的とするもの

(4) 公序良俗に反するもの

(5) 第5条で定める要件を満たさない者が提案したもの

(6) 第6条で定める提案方法によらずに提案されたもの

(7) 区の施策として既に存在していると認められるもの

(8) 提案事業と同一の内容で、国、他の地方公共団体又はその他公的機関から補助金等の資金助成を受けているもの、又は受ける予定のあるもの。

(9) その他、提案事業としてふさわしくないもの

(提案することができる企業等)

第4条 本制度の対象となる企業等（以下「対象企業」という。）は、基準日時点において以下の要件を全て満たす者とする。

なお、基準日については、事業提案の募集期間の最終日とする。

また、基準日以降であっても事業提案の採否が決定するまでの間に、正当な理由なく以下の

資格を欠いた場合は、その事業提案を無効とする。

- (1) 提案する事業について業務遂行能力のある企業その他NPO法人等の事業者（共同企業体も含む）であること。ただし、個人は除く。
- (2) 主たる事業所を日本国内に置いていること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 豊島区競争入札参加停止措置及び指名停止措置要綱（平成 20 年 8 月 1 日総務部長決定）による指名停止措置を受けている者。

イ 従業員等に社会保険加入資格があるにもかかわらず、加入させていない、金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にある者。

ウ 過去 3 年間に於いて、国税や地方税を滞納している者。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請したものにあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者。

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請したものにあっては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者。

カ 提案する事業の実施に必要な関係法令、労働関係法規、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、その他の法令や区の条例規則に違反している者。

キ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。

（対象企業から除外する者）

第 5 条 次のいずれかに該当する者を含む企業等は、対象企業からは除く。

(1) 豊島区議会議員

(2) 豊島区暴力団排除条例（平成 23 年豊島区条例第 26 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員及び暴力団関係者

（事業提案方法）

第 6 条 対象企業は、別に定める募集期間中に、次に掲げる方法により、提案を行うものとする。

また、提案の際に必要な添付書類は別表 1 のとおりとする。

(1) インターネットによる提出

区公式ホームページに掲載する専用の応募フォームへ入力し、送信する。

(2) 郵送による提出

豊島区企業等による事業提案制度提案書（別記第 1 号様式）に必要な事項を記載し、必要書類を添付して、区が指定した宛先へ郵送する。

（事前相談）

第 7 条 提案にあたっては、必要に応じて、区又は東京都の事務の確認や類似する既存事業の有

無及び疑問点の解消などの事前相談を行うことができる。

(1) 相談内容

ア 区の所管事務に該当するか（国又は東京都の事務ではないか等）の確認

イ 法令等に準拠しているかの確認

ウ 類似する既存事業の有無の確認

(2) 実施期間

別に定める募集期間の募集開始日から募集終了日の 21 日前まで

(3) 申込み方法

ア インターネットによる受付

区ホームページに掲載する事前相談申込みフォームに進み、必要事項を入力し、送信する。

イ 郵送による受付

区ホームページに掲載する様式に必要事項を記載し、区が指定した宛先へ郵送する。

(4) 申込み後の流れ

区は、相談内容を確認のうえ、メールで連絡する。

（提案内容の審査、投票対象事業の決定）

第 8 条 区において提案内容を審査し、区民による投票の対象となる提案（以下「投票対象事業」という。）を決定する。なお、提案内容の審査結果や選定経過などに対する個別の回答は行わないものとする。

(1) 一次審査

本制度の趣旨に沿った提案となっているか。第 3 条に掲げる除外すべき項目に該当していないかを確認する。

(2) 二次審査

次に掲げる各項目に着目して審査する。

ア 課題設定：課題設定が明確であるか。また、提案がその解決策としてふさわしいものであるか。

イ 独創性：区の実施に見られない独創性と新たな視点が認められるか。

ウ 波及力：事業を行うことで、区と区民に対して大きな効果が見込まれるか。

エ 経済性：想定事業費に対して十分な事業効果が見込まれるか。

オ 公益性：区が支援をするのにふさわしい公益性を有したものであるか。

カ 継続性：持続可能な事業で事業者自らが事業を継続できるものであるか。

（区民による投票）

第9条 前条において決定した投票対象事業について、区民による投票を行う。投票は提案をした企業等（以下「提案企業」という。）の名称を非公開で行うこととし、提案事業から提案企業名が推測できると区が認める場合には、提案事業の一部を変更または省略し、投票対象事業として公表をする場合がある。

(1) 投票することができる者（以下「投票者」という。）

ア 別に定める投票期間の最初の日において、区内に住所を有する個人とする。

イ 第5条に掲げる者及び豊島区職員、提案企業の役員及び従業員は、投票者から除外する。

(2) 投票方法

投票回数は、区民一人につき一回までとし、投票は取消不可とする。

(3) 提案企業への規制

提案企業は、投票期間が終了するまでの間において、自らが提案企業であることを公表することはできない。投票対象事業の提案企業は、投票者に対し、自らが提案した事業に投票するよう呼びかけることはできない。

（プレゼンテーションによる審査）

第10条 第8条において決定した投票対象事業について、審査会で提案企業のプレゼンテーションによる審査を行う。プレゼンテーションの詳細については、投票対象事業の提案企業に対して別途通知する。なお、審査会については、別に定める。

（補助対象事業の決定）

第11条 審査会において、第8条第1項第2号に掲げる審査項目に着目し、次の各号に掲げるものを加味し、補助対象事業を決定する。

(1) 区民投票

第9条において実施した区民による投票結果

(2) 提案企業の地域貢献度

別記様式第5号に記載の区及び区立小・中学校、町会等において実施した区内地域事業の参加実績等

(3) プレゼンテーション審査

第10条において実施した企業のプレゼンテーション審査結果

（結果の公表）

第12条 補助対象事業は、区ホームページで公表し、提案企業に別途通知する。

（議会の議決）

第13条 事業は、豊島区議会における予算の議決をもって確定する。

(事業の実施等)

第 14 条 区は、事業の実施主体である提案企業（以下「実施企業」という。）と提案事業の実施内容等について協議を行い、協定を締結する。

2 前項の協議において、区は、必要に応じて提案の趣旨を損なわない範囲で修正を加えることができる。

(事業の報告)

第 15 条 実施企業は、区に対して、事業の実施状況について、事業実施中及び事業終了後に報告を行うこととする。

2 複数年度にわたる事業においては、前項の報告をもって、翌年度の補助金交付の可否について審査会で決定する。

(費用)

第 16 条 本制度の提案・投票にかかる通信料その他の経費は、提案企業及び投票者の負担とする。

(個人情報の取り扱い)

第 17 条 本制度により保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適切に処理する。

(提出書類の取り扱い)

第 18 条 提出書類について、返却はしない。

2 提出書類に虚偽記載が発覚した場合は、事業提案を無効とする。また、提案企業は、提案内容について、審査会の委員との接触を禁止する。違反した場合は、事業提案を無効とする。

(事業提案の辞退)

第 19 条 提案企業が事業提案を辞退する場合は、提案辞退届（別記第 7 号様式）を提出すること。

(所管部局)

第 20 条 本事業の事務局は、政策経営部シティプロモーション課とする。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

	提出書類	記入内容・注意点等	
1	豊島区企業等による 事業提案制度提案書	—	様式第 1 号
2	事業計画書	—	様式第 2 号
3	事業収支予算書	① 補助金申請年度分（最長 3 か年度分） ② 上記①終了後の 1 か年度分	様式第 3 号
4	事業工程表	① 補助金申請年度分（最長 3 か年度分） ② 上記①終了後の 1 か年度分	様式第 4 号
5	企業等概要書	—	様式第 5 号
6	区民投票用提案事業 概要シート	—	様式第 6 号
7	企業等の概要がわか るパンフレット等	—	任意様式
8	履歴事項全部証明書 (登記簿謄本)	・発効後 3 か月以内のもの <写しも可>	任意様式
9	財務諸表	・損益計算書（直近決算のもの）※ ・貸借対照表（直近決算のもの） ※NPO 法人等の場合は活動計画書	任意様式
10	納税証明書	・法人事業税の納税証明書（直近のもの）※ ・法人税の納税証明書その 1（直近のもの）※ ・消費税及び地方消費税の納税証明書その 1（直 近のもの）※ ※納税義務がない場合は提出不要 <写しも可>	任意様式